

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪



「リリーフ通信・記帳の教室」



消費税等の増税について

皆様こんにちは。令和元年10月1日から消費税率が10%に増税されました。そこで事業者である皆様の資料の保存に関する注意点についてお伝えさせていただきます。

原則、消費税等は基準期間（2年前の事業年度を指します。）における課税売上高が1,000万円を超えると、消費税等を納付する課税事業者となります。消費税等を納付しなくてよい事業者を免税事業者といいます。

今回の増税により免税事業者の方は現状と変わりありません。

課税事業者の方は、増税に伴い軽減税率が導入されましたので、軽減税率の8%とそれ以外の10%を区分して帳簿に記帳しなくてはなりません。そのため、レシート等に10%、8%の税率の区分がしてありますので、そのレシートを保存しておくようにしてください。

（改めて領収書を受け取ると、区分が記載されていない可能性がありますので、レシートを保存しておくようにしてください。）この保存がないと余計な消費税等を納付することになるリスクがあります。

「記帳の教室」を現在無料で開催しています！！

セブテムメンバーズの皆様に、大変ご好評をいただいております。皆様上位メンバーズからグループメンバーズにうまく説明できない部分を我々が分かりやすくお伝えさせていただきます。

令和2年2月1日（土）まで、日本全国どこへでも無料出張させていただきます。弊社のお客様以外の方も歓迎です。

少しでも気になりましたら弊社までお気軽にお電話又はお声がけください。聞いてみて損はないですよ！宜しく願いいたします。

不明点等がございましたら、リリーフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリーフ 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

T E L : 052-912-2180 F A X : 052-912-2182 携帯番号 : 090-6480-7933

P C mail : rilief@shimada.ne.jp 携帯mail : b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前 _____

住所 _____

電話 _____

メール _____

【相談内容】